西ノ島ふるさと館食堂 テナント募集案内

令和7年2月 西ノ島町産業振興課

1. 募集内容

(1)場所

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府54-10 西ノ島ふるさと館食堂

(2)利用目的(営業内容)

食堂(軽食含む)等

- ※原則として飲料や物品・弁当の販売のみの場合は入居できません。
- ※西ノ島町自然民俗資料館の設置及び管理に関する条例に基づく利用許可となります。
- (3)面積

約210㎡(全体)

うち厨房スペース:約51㎡(厨房・事務所等)

うちフロアスペース:約92㎡(フロア・トイレ・廊下等)

うち和室スペース:約67㎡

(4)使用料

50,000円/月

- (5)その他経費
 - ①初期費用

既設設備の他に必要となる厨房設備・機器・備品等

- ※既設設備については、QA3をご参照ください。
- ②光熱水費

電気・ガス・水道等

- ※電気・水道は毎月指定管理者より請求します。 ガスは別途個別に契約してください。
- ③テナント清掃管理費

テナント面積全体(約210㎡)の清掃管理をお願いします。

④オイルトラップ(グリストラップ)清掃管理費 厨房内オイルトラップ1箇所について、少なくとも年1回は専門業者による清掃 を実施してください。

(6)原状回復義務

原則として、賃貸借契約に基づき、原状回復義務があります。

(7)営業時間

営業時間は定めませんが、昼食時の営業は必ず行ってください。

(8)テナント利用可能時期

令和7年4月以降、テナントオープン準備のためテナントをご利用できます。

- ※前入居者の退去状況によって、前後する可能性があります。
- ※応募条件ではありませんが、テナントオープン時期は令和7年5月上旬ごろを想 定しています。

(9)その他注意事項

施設の内装、備品類は全て処分できません。

内装工事等、原状を変更することはできませんのでご注意ください。

また備品類も原則として原状のものを使用して頂きますが、申請者で新たに購入することは可能です。その場合、使用しない既存備品類は適切に保管・管理をお願いします。

2. 応募関係書類の入手方法

(1)ホームページからダウンロード次のホームページからダウンロードすることができます。「西ノ島町ホームページ」

(2)配布場所で受取

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

西ノ島町産業振興課

(受付:平日午前8時30分~午後5時15分)

3. 応募方法

(1)応募受付期間

令和7年3月31日(月)17:00必着

- (2)提出書類
 - ①西ノ島ふるさと館食堂テナント利用申込書
- (3)提出方法
 - ①持参(受付:平日午前8時30分~午後5時15分)
 - ②郵送(書留・特定記録等の受付確認のできる方法でお願いします。)
 - ③Eメール(受信確認のため送信完了後に電話連絡をお願いします。)

(4)提出先

①持参·②郵送

T684-0303

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

西ノ島町産業振興課

③Eメール

E-mail:sangyou-shinkou@town.nishinoshima.shimane.jp

電話:08514-6-1220

(受付:平日午前8時30分~午後5時15分)

4. 募集要件

- (1)「1.募集内容」の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
- (2)西ノ島町暴力団排除条例第2条第1号に定める暴力団でないこと。
- (3)消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人県民税等の各種税金を滞納している者でないこと。
- (4)業務を営むに必要な資金調達ができ、かつ事業内容が良好であること。
- (5)町の観光振興に協力的であること。
- (6)和室部分について、観光振興をはじめとする西ノ島町の課題解決に資する利用方法ができること(飲食店の客室としての利用も可)。

5. 決定方法

募集締切後、書類選考により、令和7年3月中に利用者を決定します。書類選考の結果については、全ての応募者に4月上旬に通知します。なお、選考経過については公表しませんので予めご了承ください。

6. お問い合わせ先

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

西ノ島町産業振興課

E-mail:sangyou-shinkou@town.nishinoshima.shimane.jp

電話:08514-6-1220

(受付:平日午前8時30分~午後5時15分)

7. Q&A

Q1. 敷金・礼金や保証金は必要ですか?

A1. テナントの利用にあたり、敷金・礼金や保証金は不要です。

Q2. 利用期間に制限はありますか?

A2. テナントの契約期間は原則1年以内です。期間満了の3カ月前までに、双方から申し出がなければ1年間ずつ延長します。

Q3. 既設設備とはどのようなものですか?

A3. テナント内の基本的な既設設備は給排水設備、ガス設備、空調設備、電気設備 (照明等)、その他備品(詳細はお問い合わせください)になります。

Q4. オイルトラップ(グリストラップ)とは何ですか?

A4. オイルトラップ(グリストラップ)は、飲食店等から排出された排水内に含まれる油分やごみを取り除き分離するための設備で、排水内の油分やごみがそのまま下水に流れるのを防ぐために設置しています。

Q5. テナントの現地確認は可能ですか?

A5. 可能です。

現地確認希望の方は6.の問い合わせ先まで連絡をお願いします。

Q6.和室部分の利用について、西ノ島町の課題解決に資する利用方法とは具体的 にどのような内容ですか?

A6. 食堂の営業時間外に、休憩スペースとして貸し出すなど、食堂としての利用以外で収益を得る方法等を想定しています。

なお、単に客席として利用することを妨げるものではありません。